

改正

平成10年3月31日規則第15号

平成12年3月31日規則第6号

平成17年3月31日規則第11号

平成20年6月30日規則第58号

平成20年6月30日規則第59号

平成28年4月28日規則第53号

平成31年3月31日規則第25号

令和3年3月31日規則第56号

八尾市庁舎管理規則

(目的)

第1条 この規則は、庁舎の管理に関し必要な事項を定め、秩序及び美観の保持並びに火災、盗難その他の事故の防止を図り、公務の円滑かつ適正な遂行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において「庁舎」とは、八尾市本町一丁目1番1号及び本町二丁目2番2号に所在する八尾市役所の庁舎（敷地及び附帯設備を含む。）並びに附帯施設（敷地を含む。）をいう。

(庁舎管理者等)

第3条 庁舎の管理を行わせるため、庁舎管理者を置き、総務部長をもって充てる。

- 2 庁舎管理者に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ庁舎管理者が指定する職員がその職務を行う。
- 3 庁舎管理者は、庁舎の事務室等の管理の任に充てるため、室内管理責任者を置く。
- 4 室内管理責任者は、別表に掲げる職にある者及び庁舎管理者が指定する者をもって充てる。ただし、庁舎に事務室等を有しない課等は、この限りでない。
- 5 室内管理責任者の所管区分は、庁舎管理者が別に定める。
- 6 室内管理責任者は、庁舎管理者の命を受け、次に掲げる事務に従事する。
 - (1) 火災、盗難その他事故防止に関すること。
 - (2) 室内秩序の維持及び美観の保持に関すること。
 - (3) 庁舎の管理上必要な事項についての庁舎管理者に対する通報又は連絡に関すること。

(職員の協力)

第4条 職員は、庁舎の管理に必要な事項について、庁舎管理者その他関係者に対し、通報又は連絡するほか臨機の措置を講じ、この規則の実施について積極的に協力しなければならない。

(開門及び閉門)

第5条 庁舎の出入口の開門の時刻は午前8時15分とし、閉門の時刻は午後6時とする。ただし、八尾市の休日を定める条例（平成2年八尾市条例第20号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）は、開門しない。

2 前項の規定にかかわらず、庁舎管理者が必要と認めるときは、開門及び閉門の時刻を変更し、又は休日に時刻を定めて開門及び閉門することができる。

3 前2項のほか、庁舎の出入口の開門及び閉門について別に定めのある場合は、その定めるところによる。

(庁舎の出入り)

第6条 庁舎管理者、室内管理責任者その他庁舎の管理に従事する者は、必要があると認めるときは、庁舎に入ろうとする者又は庁舎内にいる者に対して、その者の氏名及び用件について質問することができる。

(許可を必要とする行為)

第7条 庁舎において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ庁舎管理者の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売、宣伝、寄附金の募集、保険及び預貯金の勧誘その他これらに類すること。

(2) 印刷物、ポスター、看板、旗、のぼり、幕、宣伝ビラ、広告物その他これらに類する物品を掲示し、配布し、又は散布すること。

(3) テントその他の施設、工作物を設置すること。

(4) 集会等の開催

(5) 10人以上の団体による見学

(6) 取材、撮影、録音その他これらに類する行為

(7) 前各号に掲げるもののほか、庁舎の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 庁舎管理者は、前項の行為を許可する場合において、必要と認めるときは、その許可に条件を付すことができる。

(駐車制限等)

第8条 庁舎管理者は、庁舎の管理上必要と認めるときは、庁舎における車両の通行若しくは駐車

を制限し、又はこれらを禁止することができる。

(禁止行為)

第9条 庁舎においては、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 凶器又は爆発物その他危険物を持ち込むこと。
- (2) 庁舎又は備品等を汚損し、又は破損すること。
- (3) 面会又は寄附を強要すること。
- (4) 座り込みその他通行の妨害となる行為をすること。
- (5) 放歌、高唱又は練り歩く等の行為をすること。
- (6) 泥酔等により他の者に迷惑をかける行為をすること。
- (7) 正当な理由なく、八尾市職員の勤務時間等に関する規則（昭和26年八尾市規則第30号）第2条第1項に規定する職員の勤務時間外に、庁舎に滞留すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、庁舎における秩序を乱し、又は公務の円滑かつ適正な遂行を妨げる行為をすること。

(面会等の方法)

第10条 庁舎管理者は、陳情等のために集団で庁舎に入ろうとする者に対し、庁舎管理上必要な限度において、面会の方法等を指定することができる。

(違反行為に対する措置)

第11条 庁舎管理者は、次の各号の1に該当する者に対し、庁舎への立入りを禁止し、許可を取り消し、当該行為を禁止し、又は当該行為の中止、庁舎からの退去若しくは物件等の撤去を命ずることができる。

- (1) 第6条の規定による質問に対してその回答を拒んだ者
- (2) 第7条第1項の規定に違反する者又は同条第2項の規定により付された条件に違反する者
- (3) 第8条の規定による駐車制限等に従わない者
- (4) 第9条の規定に違反する者
- (5) 前条の規定による庁舎管理者の指定に従わない者

2 庁舎管理者は、前項の規定による物件等の撤去命令に従う者がいないとき又は当該命令を行うべき相手方が判明しないときは、自ら当該物件等を撤去することができる。

3 前2項の場合において、庁舎管理者が不在であり、かつ、急を要するときは、次に掲げる者が庁舎管理者の職務を代理することができる。

- (1) 八尾市事務処理規程（平成2年八尾市規程第2号）第2条第1項第11号に規定する部長等

(庁舎に事務室等を有しない者を除く。)

(2) 八尾市教育委員会事務局事務処理規程(平成2年八尾市教育委員会規程第2号)第2条第12号に規定する副教育長等

(3) 八尾市議会事務局規程(昭和60年八尾市議会規程第1号)第3条第1項に規定する局長

(4) 八尾市公平委員会処務規則(昭和42年八尾市公平委員会規則第4号)第3条第1項に規定する事務局長

(5) 八尾市監査事務局規程(昭和39年八尾市監査委員規程第1号)第6条第1項に規定する事務局長

4 前項に規定する場合において、同項各号に掲げる者が不在であるときは、室内管理責任者が庁舎管理者の職務を代理することができる。

(損害賠償)

第11条の2 庁舎内の建物、立木、工作物その他の施設又はこれらに附属する物品等を、故意若しくは過失により損傷し、又は滅失した者は、その行為により生じた損害を賠償しなければならない。

(火気の使用制限)

第12条 庁舎では、別に定める場合を除き、火気の使用をすることができない。

(喫煙の制限)

第13条 庁舎では、喫煙することができない。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、庁舎の管理上必要な事項は、庁舎管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月31日規則第15号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第6号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第11号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年 6 月30日規則第58号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 6 月30日規則第59号）

この規則は、平成20年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 4 月28日規則第53号）

この規則は、平成28年 6 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 3 月31日規則第25号）

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定（「第 2 条第 1 項第15号」を「第 2 条第 1 項第14号」に改める部分及び「第 2 条第16号」を「第 2 条第15号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月31日規則第56号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

室内管理責任者に充てる職の範囲
八尾市事務処理規程第 2 条第 1 項第14号に規定する課長
八尾市教育委員会事務局事務処理規程第 2 条第15号に規定する課長
八尾市議会事務局規程第 3 条第 1 項に規定する課長
八尾市選挙管理委員会に関する規程（昭和33年八尾市選挙管理委員会規程第 2 号）第27条第 1 項に規定する事務局長
八尾市公平委員会処務規則第 3 条第 1 項に規定する事務局長
八尾市監査事務局規程第 6 条第 1 項に規定する事務局長
八尾市固定資産評価審査委員会規程（平成11年八尾市固定資産評価審査委員会規程第 1 号）第 5 条第 2 項に規定する局長